

定年退職と継続雇用 — その現状と課題 —

定年後の職場とは一定年退職者がみた現実
高齢者の雇用・採用に関する調査

奥津真里・JILPT 特任研究員

藤井宏一・前 JILPT 統括研究員（厚生労働省職業安定局雇用政策課労働市場分析官）

「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」からみた
60歳代前半層の就業と生活

大塚崇史・JILPT 副統括研究員

「60歳以降の雇用の確保」で将来の「安心と安定」を
〈基幹労連の取り組み〉

調査・解析部

在職老齢年金が高齢者の就業意欲と所得分配に及ぼす影響

浜田浩児・JILPT 研究副所長

公的年金の支給開始年齢の経過措置

1994年の法改正	60歳	65歳
男子…昭和16.4.1以前生れ 女子…昭和21.4.1以前生れ	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
	61歳	
男子…昭和16.4.2~18.4.1生れ 女子…昭和21.4.2~23.4.1生れ	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
	62歳	
男子…昭和18.4.2~20.4.1生れ 女子…昭和23.4.2~25.4.1生れ	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
	63歳	
男子…昭和20.4.2~22.4.1生れ 女子…昭和25.4.2~27.4.1生れ	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
	64歳	
男子…昭和22.4.2~24.4.1生れ 女子…昭和27.4.2~29.4.1生れ	報酬比例部分 定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
	65歳	
男子…昭和24.4.2~28.4.1生れ 女子…昭和29.4.2~33.4.1生れ	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金

*障害者・長期加入者(44年以上)で退職者は、60歳から定額部分と報酬比例部分が支給される特例がある。

定年制と継続雇用の課題

わが国では約九割の企業に一律定年制があり、そのうちの八割超で六〇歳定年制を採用している。しかし、一九九四年の年金改革で厚生年金の定額部分が、さらに二〇〇〇年の改正では報酬比例部分についても、支給開始年齢が六〇歳から段階的に引き上げられることになった(左の図)。

このため、雇用と年金との間に収入の空白期間が生じないように、企業に定

年の段階的引き上げや廃止、継続雇用制度の導入のいずれかの措置を義務付ける改正高年齢者雇用安定法が二〇〇六年四月から施行され、施行後四年が経過した。

現在、事業主だけでなく、労使が知恵を出し合って、高齢者雇用の取り組みを推進しているが、さまざまな課題が浮上している。加えて、二〇一三年からは厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられるため、年金ゼロの期間が生じることになり、高齢者雇用のあり方を検討し直す必要に迫

特集



雇用と年金の接続

られている。

二〇〇一年四月から老齢厚生年金のうち、基礎年金（定額部分）の支給開始年齢が六一歳となり、以後三年毎に一歳ずつ引き上げられて最終的には六五歳になる。さらに、二〇一三年から報酬比例部分の支給開始年齢について、三年毎に一歳ずつ引き上げられ、二〇二五年度以降、年金の支給開始年

齢は完全に六五歳になる（ただし女性の場合は五年遅れで実施）。六〇歳定年を前提にすると定年退職後から年金支給開始の間に五年間の空白ができてしまうことから（右下の図）、六五歳までの雇用確保が喫緊の課題となっている。

そのため、定年退職後から年金支給開始までの間の「空白期間」の収入確保が大きな課題となり、高齢者雇用安定法が二〇〇六年に改正され、定年が六〇歳未満の企業は、①定年を六五

歳まで引き上げる②六五歳までの継続雇用制度の導入③定年制の廃止——のいずれかを選択しなければならないようになった。また、①事業主都合の解雇等により離職する高齢者等が希望するときは、事業主が、その職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、交付しなければならぬこと②労働者の募集及び採用について、事業主が上限年齢を定める場合には、求職者に対して理由を明示しなければならない

いこと——なども改正法に盛り込まれた。六〇歳代の高齢者を雇用する企業では、役職を外し、雇用形態を変更するケースが多い。また、賃金調整も行っており、その際、「在職老齢年金」と「高齢雇用継続給付金」を活用する企業もある。今号の特集では、当機構の調査をもとに高齢者雇用の実態と問題点を踏まえ、定年を迎えた高齢者が直面する雇用・就業面の課題を考える。

2000年の法改正

	60歳	61歳	65歳
男子…昭和28.4.2~30.4.1生れ	年金なし	報酬比例部分	老齢厚生年金
女子…昭和33.4.2~35.4.1生れ			老齢基礎年金
	62歳		
男子…昭和30.4.2~32.4.1生れ	年金なし	報酬比例部分	老齢厚生年金
女子…昭和35.4.2~37.4.1生れ			老齢基礎年金
	63歳		
男子…昭和32.4.2~34.4.1生れ	年金なし	報酬比例部分	老齢厚生年金
女子…昭和37.4.2~39.4.1生れ			老齢基礎年金
	64歳		
男子…昭和34.4.2~36.4.1生れ	年金なし	報酬比例部分	老齢厚生年金
女子…昭和39.4.2~41.4.1生れ			老齢基礎年金
	年金なし		
男子…昭和36.4.2以降生れ			老齢厚生年金
女子…昭和41.4.2以降生れ			老齢基礎年金

*障害者・長期加入の特例者については定額部分と報酬比例部分が引き上げられる。